スベリ散会シ飽迄總同盟側ニ拮抗スルノ意氣込ナリ并ニ
於テ總聯合側ニ於テハ形式上總聯合ハ成立スルモ多数ノ脱
退團体ヲ生ズルヲ慮シ之ガ懐柔策トシテ東京評議会組合
東京電機工組合ノ主催ニ依リ九月二十五日午後六時四十分ヨリ
芝区田町四ノ八飲食店中鉄ニ於テ各組合代表者ノ懇談会
ヲ開キ出席者四十名ニシテ先總同盟側ヨリ来ル三十日大阪ニ
於ケル創立大会席上ニ於テハ感情ニ駆ラレ議場ヲ混乱セシメ
ザル様懇望スル所アリ兆總同盟側ニ於テハ表面之ヲ首肯
午後十時五十分散会シタルガ兆總同盟側ハ總同盟ノ中央集
権的主張ヲ飽迄捏クヘリ内々決シ居ルモノヽ如シ
大正十一年十月二十六日午後九時ヨリ芝区三田四国町一、石川長三郎方
ニ於テ東京鉄工機械技工組合ノ役員会開催本芝労働組合ヨリ金子兼次、宮
山久松、機械技工組合ヨリ俵次雄、鶴岡貞之外七名集合總聯
合決裂ノ問題ニ関シ之ガ直接相及本聯合ノ態度決定ニ要シ協
議ノ結果機関誌ヲ機械聯合ヲ以テ一般会員ニ知ラシムル
コトヽシ之ガ文案ニ付テハ俵次雄其他ノ執行委員ニ一任スル
コトヽシ同十時無事散会セリ
大正十一年十月十九日午後七時三十分ヨリ芝区三田四国町一、機械
技工組合本部ニ於テ高山久松、俵次雄、石川長三郎、田中
与吉、杉浦常一外三名参集左記事項ヲ申合セ同九時
三十分散会セリ
(一)總聯合問題ニ関スル機械聯合總態度ニ就テ
俵次雄ハ機械聯合トシテハ過般大阪ニ於テ開催ノ總聯合
決裂ヲ要シテ反總同盟ノ声ニ出テシムト其手段方法ニ
就テハ種々協議ヲ重ネタルガ弁護士山崎今朝弥ハ[illegible]

總同盟的行動ニ出ツルハ本聯合ニ採ツテ面白カラサルニ付此際決
定ハ機関誌上ニ於テ発表シテハ如何之ガ費用ニ関シテハ百円
位寄附援助シテモ可ナリトノ意見アリタルモ[illegible]ニ対シ
種々協議ノ結果雑誌労働週報ニ掲載スルコトヽシ之ガ記事
其他一切ハ純労働者組合平沢計七ニ一任スルコトニ決定セリ
大正十一年十一月十八日午後八時ヨリ本部ニ於テ中央委員会開催
出席者田中見吉、佐藤忠造、俵次雄、平沢計七、外五名ニ
シテ左記事項ヲ決議シ同十一時廿分無事散会セリ
(一)全國的總聯合ニ就テハ總同盟ヲ除外スルハ却テ五百人労
働者ノ恥辱ナルガ故再ビ協調ノ策ヲ講ズル外ナシトノ意見
多数ニテ之ヲ決定ス
(二)大島製鋼争議ニ要シテハ出来得ル限リ各組合ヨリ寄附金ヲ
募リ見舞ヲナスコト、尚永相談ノ上ニ組合ヅハ應援ヲナスコト
(三)失業者防止ニ就テハ宣伝文書ヲ印刷シ各労働団体ニ配布スルコト
(四)機関誌発行ニ要シ改善ヲ加ヘントス之ニ対シ来ル二十日會
合スルコト
(五)来ル二十三日執行委員ヲ召集シ會計ニ要スル件ヲ協議スルコト
大正十一年十一月八日午後八時三十分ヨリ大島製鋼所争議ガ
其所属純労働者組合員ヲ中心トセル関係上直接間接ニ援
助シツヽアリシガ今回争議團ガ直接行動ニ出テタル結果責
任者ノ検挙セラレタル結果其ノ善後策ニ就キ本部ニ中央委
員会ヲ開キ左記事項ヲ協定シ同十一時散会セリ
(一)争議ノ解決ヲ図ル為メ各組合幹部中ヨリ実行員六名ヲ
挙ゲ九日會社重役ニ會見折衝スルコト
(二)争議ニ対スル犠牲者六十余名ニハ一日拾銭宛ノ義捐ヲ差入ルコト
(三)罷業團家族救済トシテ寄附金募集ヲナスコト